

# 教育委員会定例会日程

平成24年8月30日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 議事

### 日程第1

#### 議案第13号

教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について（教育総務課）

### 日程第2

#### 議案第14号

小田原市社会教育委員会議への諮問について（生涯学習課）

### 日程第3

#### 報告第6号

事務の臨時代理の報告（9月補正予算）について（教育総務課・文化財課）

## 5 その他

(1) 第14回城下町おだわらツデーマーチの開催について

(資料5 スポーツ課)

## 6 報告事項

(1) 小田原市学校教育振興基本計画について

(資料1 教育総務課)

(2) 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会の設置について

(資料2 教育総務課)

(3) 通学路の安全点検実施状況について (資料3 保健給食課)

(4) 学校給食の食材等放射能検査について (資料4 保健給食課)

## 7 閉 会

議案第13号

教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について

教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について、議決を求める。

平成24年8月30日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

議案第14号

小田原市社会教育委員会議への諮問について

小田原市社会教育委員会議への諮問について、議決を求める。

平成24年8月30日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

(案)

生 第 号  
平成 24 年 8 月 31 日

小田原市社会教育委員会議 様

小田原市教育委員会

印

小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について（諮問）

社会教育法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市の社会教育・生涯学習のあり方
- 2 諮問理由 社会の変化や価値観の多様化が進み、市民一人ひとりが多様な選択をしながら、豊かな生活を設計できるよう、生涯にわたって学び続けることがますます重要となっています。そして、市民主体の生涯学習が推進され、その担い手についても「新しい公共」という概念が広がってきました。

その一方、地域社会における人間関係の希薄化や、家庭形態の変化等が進み、社会の成員としての資質を身につけるためにかつて地域や家庭が有していた教育力が失われています。このような状況の中、地域教育力、家庭教育力を始めとする社会教育の重要性が再認識されてきています。

今、社会教育・生涯学習の推進のため、行政がなすべきことは何か、民間企業や市民団体がなすべきこと、家庭、地域、学校がなすべきことは何か、これらを見つめ直すとともに、どのように連携して進めていくべきかを改めて考える時期が来ています。

これらの課題を踏まえ、小田原市全体の社会教育・生涯学習がどうあるべきか、今後の指針とするため、意見を求めるものです。

(文化部生涯学習課)

報告第6号

事務の臨時代理の報告（9月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年8月30日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

平成24年度9月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科 目	要求額	主 な 内 容
(項) 国庫補助金 (目)教育費補助金 社会教育費補助金	106,666	<u>史跡等購入費補助金 (8/10)</u>
(項) 県補助金 (目)教育費補助金 社会教育費補助金	1,333	<u>史跡等購入費補助金 (1/10)</u>
(項) 市債 (目)教育債 小学校債	118,900	<u>義務教育施設整備事業債</u>
(項) 市債 (目)教育債 社会教育債	19,000	<u>史跡整備事業債</u>
合 計	245,899	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	要求額	主 な 内 容	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目)学校管理費 小学校教育環境整備経費	132,128	<u>学校施設維持・管理事業</u> ・富水小学校用地購入費		118,900		13,228
(項) 社会教育費 (目)文化財保護費 史跡整備経費	133,800	<u>史跡等用地取得事業</u> ・用地購入費	107,999	19,000		6,801
合 計	265,928		107,999	137,900		20,029

## 小田原市教育振興基本計画策定委員会名簿(H24)

	氏名	職業等	
1	鈴木 みゆき	学識経験者（関東学院大学准教授）	
2	二見 栄一	小学校長代表者（新玉小学校校長）	
3	大輪 仁	中学校長代表者（城山中学校校長）	新
4	小川 恵子	公立幼稚園長会代表者（東富水幼稚園長）	新
5	栢沼 行雄	小田原市自治会総連合理事	
6	高井 周作	小田原市PTA連絡協議会会長	新
7	畠山 康	小田原箱根商工会議所専務理事	
8	神山 明美	小田原医師会代表者	
9	瀬戸 祐明	小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長	新
10	片山 美代子	小田原市体育協会理事	
11	小谷 カツエ	小田原市保育会研修委員会副委員長	
12	平松 章子	私立幼稚園協会会長	
13	有賀 かおる	小田原市チーフコーディネーター	
14	北野 則子	公募市民	

# 小田原市学校教育振興基本計画スケジュール案

	8	9	10	11	12	1	2
教育委員会	● 8月 定例会  報告・ 意見聴取	計画素案に係る 検討会の開催	● 10月 定例会  協議・ 意見聴取	パブリックコメント 11/15～12/17			● 2月 定例会  議案提出・ 議決
策定委員会	● 第1回 (8/27)	メール、FAX等でやりと りし、計画案に反映	● 第2回 (10月中旬) *素案の取りま とめ	教育委員・策定委 員と市民との 意見交換会 11月中～下旬		● 第3回 (1月下旬) *計画の取りま とめ	
広報・議会等			校長会と調 整	議会へ報 告	● 11/15付号 広報掲出		議会へ報 告

## 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会設置要綱

(平成24年8月1日)

## 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会設置要綱

(設置)

**第1条** 組織における情報資産（電子媒体に限る。）の情報セキュリティ対策について、総合的にとりまとめた学校情報セキュリティポリシーを制定するため、小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 検討会は、前条に規定する目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 小田原市の学校にとって望ましい情報セキュリティポリシーの調査及び研究
- (2) 小田原市学校情報セキュリティポリシー基本方針の策定
- (3) 小田原市学校情報セキュリティポリシー対策基準の策定
- (4) 小田原市学校情報セキュリティポリシー共通実施手順の策定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 検討会は、会長、副会長1人及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が決定する。

- (1) 小田原市校長会の代表者
- (2) 小田原市教頭会の代表者
- (3) 小田原市視聴覚研究会の代表者
- (4) 教育委員会教育部の所属長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(会議)

**第4条** 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

**第5条** 検討会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明

を聞くことができる。

(任期)

**第6条** 委員の任期は、選任された日から学校情報セキュリティポリシーが制定される日までとする。

(庶務)

**第7条** 検討会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

## 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会名簿（24年度）

	推薦枠	所 属	氏 名	備 考
1	学校現場	東富水小学校 校長	○森戸 義久	小学校長会代表
2	学校現場	城北中学校 校長	西村 泰和	中学校長会代表
3	学校現場	富士見小学校 教頭	宮川 晃	小学校教頭会代表
4	学校現場	鴨宮中学校 教頭	松下 俊之	中学校教頭会代表
5	学校現場	三の丸小学校 教諭	佐々木 篤	小学校視聴覚研究会代表
6	学校現場	城南中学校 教諭	山木 裕美	中学校視聴覚研究会代表
7	教育部	副部長	◎佐藤 富朗	
8	教育部	保健給食課長	皆木 政男	
9	教育部	教育指導課長	長澤 貴	
10	教育部	教職員担当課長	栗畑 寿一朗	
11	教育部	教育指導課指導主事	堀 賢一郎	

◎は会長、○は副会長

### 【事務局】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育部	管理監	松本 弘二	
2	教育総務課	副課長	阿部 祐之	
3	教育総務課	施設係長	下川 和典	
4	教育総務課	主任	井上 晃輔	
5	教育総務課	主事	中田 雄介	
6	教育指導課	指導主事	大須賀 剛	



## 通学路の合同点検実施状況について

### (1) 合同点検の実施状況

8月末までに、市内4校(富水小、桜井小、下府中小、報徳小)において、PTA、地元自治会、道路管理者、小田原警察署などにご参加いただき、通学路の危険な箇所について、合同点検を実施した。

### 現場確認の様子



### 危険な箇所ごとに改善策を協議



点検では、見通しの悪い交差点や歩道が狭く車の交通量の多い箇所、横断歩道の白線が消えかけているところなど、各学校でリストアップした危険箇所について、現場に出向き、現状の問題点を確認した。

また、点検後は該当の箇所ごとに具体的な改善策等について、今後の対応を協議した。

### 合同点検実施校の状況

学 校 名	点検箇所	点検後の対応
富水小学校	17 箇所	学校での安全指導を行うとともに、必要な箇所について、改善要望書を提出。
桜井小学校	4 箇所	
下府中小学校	4 箇所	
報徳小学校	10 箇所	

## (2) その他の学校の状況

その他の学校についても、交通安全対策協議会等の活動の中で、通学路の安全点検を行い、危険箇所の抽出とその対策について協議の上、学校での安全指導を行い、必要に応じて改善要望書の提出を行っている。

今後、合同点検を予定している学校	早川、曾我
交通安全対策協議会等で安全点検を行い、安全指導を行ったうえで、 <u>改善要望書を提出した学校</u>	山王、町田、千代、東富水、下中、曾我
交通安全対策協議会等で安全点検を行い、危険箇所に対して、 <u>安全指導を行っている学校</u>	三の丸、新玉、足柄、芦子、大窪、久野、下曾我、国府津、酒匂、片浦、前羽、矢作、豊川、富士見

(3) 教育委員会では、今回の各学校からの点検結果報告を踏まえ、今後も関係機関と連携し、危険箇所の改善に向けて取り組んでいく。

## 学校給食の食材等放射能検査について

### 1 学校給食用食材の放射性物質検査

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、「安全・安心のための学校給食環境整備事業」として神奈川県が実施する学校給食用食材の放射性物質検査を活用する。

《 検査対象 》 学校給食及び保育園給食で使用する一般食品

※一般食品とは、「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」以外の食品

《 検査頻度 》 学校給食用食材 月 2 回 保育園給食用食材 月 1 回

《 検査場所 》 厚木合同庁舎分庁舎

《 検査内容 》 給食で使用する前日に検査所に検査食材を持参する。

検査所では、食材に含まれる放射性物質(放射性セシウム)を測定する。

《 検査結果と公表 》

- 検査結果は検査当日に電話で速報が入る（後日報告書が送付される）。
- 検査結果は神奈川県と小田原市のホームページに掲載する。
- 検査結果が50ベクレル/kgを超えた場合は、給食への当該食品の使用を見合わせ、県がより精度の高い放射性物質検査を実施することになる。

《 9月の検査予定 》

検査日	調理場	検査品目
9月11日（火）	学校給食センター	にんじん
9月20日（火）	橘共同調理場	じゃがいも
	下曾我保育園	たまねぎ

## 2 提供後の学校給食のモニタリング検査

提供後の学校給食の放射性物質を継続的に計測するために神奈川県が実施する「学校給食モニタリング事業」において、「小田原市国府津共同調理場」と「大和市北部調理場」の2箇所が検査対象地点に選定された（平成24年7月30日）。

《 検査対象地点 》 小田原市国府津共同調理場

《 検査期間 》 9月10日の給食開始から平成24年度末の給食終了日まで

《 検査内容 》 国府津共同調理場で調理し児童生徒に提供した学校給食1週間分を冷凍保存し、1週間分をまとめて県が契約した民間検査機関に送付する。民間検査機関では、給食に含まれる放射性物質（放射性セシウム）の測定が行われる。

《 検査結果と公表 》

- 検査結果は神奈川県のホームページに掲載される。
- 放射性物質が検出された場合は、「学校給食モニタリング事業調査委員会」において、原因食材等の検討が行われる。
  - ・ 調査委員会において原因食材を特定する必要がないと判断された場合は、検査結果と必要に応じて結果に対する講評が併せて掲載される。
  - ・ 調査委員会において原因食材を特定が必要であると判断された場合は、神奈川県と小田原市で基準値を超える可能性がある食材の有無を調査する。調査により原因食材が特定された場合は、県が食材検査を実施する。原因食材の特定が不可能の場合は、調査委員会において対応が検討される。